

## V 災害等への危機管理の強化



### 基本方向

#### (1 災害等への備えと復旧への支援)

気候変動等による自然災害のリスクが高まるなか、農山漁村の安全・安心な暮らしや農林漁業者の安定した経営を実現するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策に取り組むとともに、農林漁業者の経営リスクの低減に向けた取組を推進します。

なお、被害が発生した際は、市町村等の関係機関と連携し、農林水産施設等の早期復旧を図ります。

急性悪性家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守徹底と防疫体制の強化を図ります。

被害拡大が懸念される病虫害の蔓延や、本県未発生 of 病虫害や外来生物の侵入に対しては、定着・拡大の防止に向けた防疫対策を推進します。

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、農林水産業への影響を適宜把握し、県産農林水産物の需要喚起や国及び県の支援情報の迅速な提供等により、影響の緩和に努めます。

#### (2 危機管理体制の強化)

農林水産業における気象災害等の発生に備え、被害に関する速やかな情報収集及び情報共有と迅速な復旧・復興支援を行うため、危機管理体制の強化を図ります。

### 【成果目標】

項 目	現 状	目 標 (令和7年度)
ハザードマップ等を作成した 防災重点農業用ため池の割合※ <sup>1</sup>	34% (令和2年度)	100%
市町村道等のインフラ施設周辺 などの森林整備面積	36ha/年 (令和2年度)	40ha/年
海岸保全基本計画の改定により 防護高さを見直す漁港漁村地区※ <sup>2</sup>	—	全18地区で計画の 見直しの完了

※<sup>1</sup> 万一決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池で、県内では387箇所が指定されている

※<sup>2</sup> 防護高さを見直す県管理漁港海岸数：18地区

## 1 災害等への備えと復旧への支援

### 【現状と課題】

- 気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、南海トラフ地震等の大規模地震の発生確率の増加や、新型コロナウイルス等の新たな感染症の脅威など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 令和元年房総半島台風をはじめとする大規模な自然災害を教訓とし、経営環境の激変など多様なリスクに備え、経営安定のための事前対策を講じる必要があります。
- 農業用ため池については、近代的な技術基準に基づかずに設置されたものや劣化が進行しているものが多く存在するため、人的被害の防止に向けた対策が必要です。
- 地盤沈下や農村周辺の開発などの影響による排水量の増大等に伴い湛水被害が発生している地域や、地すべり現象により農地や農業用施設、家屋等に被害が発生している区域があり、適切に防災・減災対策を進める必要があります。
- 令和元年房総半島台風等による倒木被害森林や、松くい虫被害等により疎林化した海岸県有保安林等について、適切に復旧し、災害に強い森林に再生していく必要があります。
- 大規模な災害に備えて漁港・漁村の防災・減災対策を進めるとともに、油の流出等によるノリ養殖被害対策や、漁場に流入する流竹木対策に取り組む必要があります。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の急性悪性家畜伝染病の発生リスクが高まっているため、発生予防対策を講じるとともに、防疫体制を強化する必要があります。
- 病虫害の発生予測とそれに基づく適期・適正な防除対策を講じるとともに、本県未発生 of 病虫害等の侵入を防ぎ、これらの定着や拡大を防止する必要があります。
- 災害等により被害を受けた場合には、農業者・漁業者の早期の事業再建を支援する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による本県農林水産業への影響が長期に及んでおり、状況に応じた適切な対応が求められています。

## 【主な取組】

### (1) 災害に備える経営の取組の推進

- ・ 自然災害や新型コロナウイルス感染症による経済変動の影響などの様々なリスクに対応するため、収入保険や園芸施設共済をはじめとした農業共済、漁業共済への加入を促進します。
- ・ 園芸産地においては、BCPの策定を推進するとともに、農業用ハウスの補強対策など災害被害防止研修会の開催や、施設園芸における低コスト耐候性ハウス等の導入を支援します。
- ・ 災害に対して効果的に事前・事後対策を取れるよう、技術情報を提供します。
- ・ 自然災害等による大規模停電の発生に備え、発電機等の事前の整備を推進します。
- ・ 油の流出等によるノリ養殖への被害の未然防止及び軽減のため、漁業者による監視業務を支援するとともに、漁業協同組合等への油防除資材の配備を進めます。
- ・ 流竹木流入による漁業被害を未然に防止するため、河口域等の流竹木の回収・処分を行います。

### (2) 農村の防災・減災対策

- ・ 人的被害が発生するおそれのある防災重点農業用ため池の決壊による被害を防止するため、緊急時の迅速な避難行動につなげるハザードマップの作成などのソフト対策や施設の適切な維持、補修、改修に向けたハード対策に取り組みます。
- ・ 湛水被害を防止するため、排水量の増大等に対応したポンプや排水路などの排水施設の機能強化を図ります。
- ・ 地すべり防止区域について農地や農業用施設、家屋等を守り、県民の生活の安定を図るため、地すべり防止工事や地すべり防止施設の管理を実施します。
- ・ 田んぼダムやため池の活用など、流域治水に資する取組を推進します。



防災重点農業用ため池の改修（左：改修前 右：改修後）

### (3) 災害に強い森林づくり

- ・令和元年房総半島台風等による倒木被害森林の復旧や、市町村道等のインフラ施設周辺における倒木被害の未然防止につながる森林整備への支援を行います。
- ・風倒木対策を含め、間伐等の適切な森林整備を進めることにより、災害に強い健全な森林づくりを推進します。
- ・山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業や地すべり防止事業などの山地災害対策を推進します。
- ・津波被害を軽減するとともに、飛砂や潮害等から県民の生活を守るため、病虫害抵抗力の強いクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。
- ・治山施設の安全性の確保や維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、個別施設計画に基づき、計画的な対策工事に取り組みます。
- ・林地開発許可制度の運用に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、調節池や排水施設等の防災施設の設置や確実な緑化の実施など、開発行為の適正な履行を確保します。(再掲)
- ・将来に渡る森林の保全と持続可能な資源利用のあり方を示す中長期計画を策定し、関係機関等との連携による災害に強い健全な森林づくりを進めていきます。



インフラ施設周辺の森林整備



海岸県有保安林の再生

#### (4) 漁港・漁村の防災・減災対策

- ・漁港施設については、機能診断の結果に基づき、必要な耐震耐津波・波浪対策を推進します。
- ・海岸の防災・減災対策については海岸保全基本計画を基に関係者・関係機関と十分な合意形成を行い、事業を推進します。



海岸防潮堤

#### (5) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

- ・畜産農家の分布に合わせた家畜保健衛生所の再編整備を行い、家畜伝染病発生時の迅速な防疫対応と農場への指導強化による発生予防対策をより強固にします。
- ・飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、家畜衛生関連情報の収集、各種疾病のモニタリング検査や病性鑑定等を実施し、監視体制を強化します。
- ・ワクチン接種や摘発・淘汰、浸潤状況に応じた衛生指導など疾病の特徴に応じた防疫対策を徹底します。
- ・牛伝染性リンパ腫（EBL）や豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）等の慢性疾病については、農場の浸潤状況に応じた発症・侵入防止対策を講じるよう指導を強化します。
- ・防鳥ネットの設置や消毒の実施等、畜産農家が自主的に行う防疫活動を推進し、地域の実情に合わせた自衛防疫体制の強化を図ります。

#### (6) 植物防疫対策の推進

- ・病虫害発生予察情報や病虫害雑草防除指針に基づき、病虫害の適期・適正防除を推進します。
- ・本県未発生 of 病虫害の侵入警戒調査を実施し、農作物に被害を及ぼす恐れのある病虫害等が新たに発生した場合には、発生状況や防除対策などの情報を速やかに発信し、病虫害の定着や拡大の防止に向けた取組を推進します。

### **(7) 災害等からの復旧**

- ・自然災害等により甚大な被害を受けた農業・漁業者の早期の事業再建を支援するため、災害に対応した制度資金の周知や融資機関への利子補給などを行います。
- ・農地や農業用施設、水産関係共同利用施設などについて、平時から災害復旧に利用できる事業等を周知するとともに、被害発生時には速やかな事業利用により早急な復旧を図るため、市町村や漁業協同組合等の関係団体を支援します。

### **(8) 新型コロナウイルス感染症への対応**

- ・農林水産業及びその関連事業（直売所、水産加工業等）への影響を適宜把握し、県産農林水産物の需要喚起や、国及び県の支援情報を農林漁業者等へ迅速に提供することにより、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症による経済変動の影響などのリスクに対応するため、収入保険への加入を促進します。
- ・農作業場でのアクリルパーテーションの設置など、感染防止に資する作業環境の改善に向けた取組を支援します。
- ・生産活動や生産物の出荷を維持・継続するために、農場での感染防止対策の徹底や作業代替要員の確保等、生産者団体等への指導を強化します。

## 2 危機管理体制の強化

### 【現状と課題】

- 近年、災害等により農林水産業への甚大な被害が発生しており、速やかな被害情報把握、復興・復旧に向けた支援のため体制の強化が求められています。
- 令和2年から3年にかけて、高病原性鳥インフルエンザが大規模かつ連続的に発生し、発生農家のみならず周辺農家や関係事業者に甚大な被害が生じたことから、家畜伝染病の発生予防のため取組と、発生した場合に迅速かつ的確に対応するため危機管理体制の強化が必要となります。
- 漁業における災害発生率は陸上における全産業の平均の約6倍（出典：令和2年度水産白書）に上るため、安全確保に向けた体制の強化が必要です。

### 【主な取組】

#### （1）危機管理体制の強化

- ・災害発生時の速やかな情報収集や災害対応に向け、市町村との情報共有体制を整備するとともに、農林水産業の復旧・復興に迅速に対応するための体制を構築し、各種復旧・復興施策に取り組みます。
- ・風水害等により、県内の農林水産業に甚大な被害が発生する恐れがある場合、県災害対策本部の設置と合わせて「農林水産業災害対策会議」を設置し、被害状況の把握や災害対応を行います。
- ・高病原性鳥インフルエンザ等の急性悪性家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、防疫資機材の備蓄強化や県域関連団体との防疫業務協定を進めるとともに、防疫演習を実施するなど、関係機関と連携した危機管理体制の強化を図ります。
- ・水産情報通信センターによる海況情報等の発信や、千葉県無線漁業協同組合による漁業無線の安定した運用の支援により、漁船の操業と航行の安全確保に向けた体制を強化するとともに、海難事故発生時には迅速・的確に対応します。